

苫小牧市女性人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、苫小牧市男女平等参画推進条例（平成18年条例第41号）第13条の規定に基づき、各専門分野において識見又は経験を有する女性の人材に関する情報を提供することにより、審議会等への女性委員の積極的な登用を進めるため、苫小牧市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市の機関のうち次に掲げるものをいう。

(1) 法令に基づき市が設置する附属機関

(2) 学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを目的として市が設置する委員会等

(登録要件)

第3条 女性人材バンクに登録できる者は、本市に在住し、又は道内に在住で本市に在勤、在学若しくは本市を活動の拠点とする団体等に所属する18歳以上の女性であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、本市の一般職員（嘱託職員及び臨時職員を除く。）常勤の特別職の職員及び議会の議員を除く。

(1) 市政に関心があり、市の審議会等の委員として活動する意欲がある者

(2) 福祉、教育、文化等の各分野のいずれかにおいて、専門的な知識若しくは活動実績のある者又は資格を有する者

(登録手続)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、苫小牧市女性人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、これを速やかに審査し、その結果を苫小牧市女性人材バンク登録決定（不決定）通知書により申込者に通知するものとする。

(登録台帳)

第5条 市長は、申込者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、苫小牧市女性人材バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に申込者に関する必要事項を登録するものとする。

(登録の期間等)

第6条 女性人材バンクの登録の期間は、登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）から抹消の申出があった日までとする。

2 前項の申出は、苫小牧市女性人材バンク登録抹消申出書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、前2項の規定に関わらず、第3条に規定する登録要件を満たさなくなったときは、これを抹消することができる。

4 市長は、前項の規定により抹消したときは、被登録者に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、申込書により行うものとする。

3 被登録者が登録内容の変更又は削除を申し出たときは、市長は速やかに登録台帳の内容を変更又は削除しなければならない。

4 前項に規定する場合のほか、市長は、登録内容が事実と反することが判明したときは、これを変更又は削除することができる。

(登録台帳の管理)

第8条 市長は、登録台帳を総合政策部協働男女平等参画室男女平等参画担当課長(以下「管理者」という。)に管理させるものとする。

(登録台帳の閲覧)

第9条 附属機関等の委員を選出しようとする課等の長は、登録台帳(詳細版)を閲覧しようとするときは、苫小牧市女性人材バンク登録台帳等閲覧簿(様式第3号)に必要な事項を記入しなければならない。

2 審議会等担当課長等は、当該閲覧によって得た情報を、委員の選出以外の目的に使用してはならない。

3 審議会担当課長等は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに管理者に通知しなければならない。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの庶務は、総合政策部協働男女平等参画室において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。